

当財団へ寄附をされた方は、税制上の優遇措置を受けられますので、下記および関係官庁の公式ホームページをご覧ください。

## ■個人の方

### ○所得税

給与の年末調整では控除を受けることができませんので、当財団が発行した受領書を添えて、確定申告を行ってください。

『所得控除』

$[\text{総所得金額} - (\text{所得控除対象寄附金}(\ast 1) - 2,000 \text{円})] \times \text{所得税率} = \text{所得税額}$

※1 所得控除対象寄附金…総所得金額の40%が上限です。

〈例〉10,000円を寄附した場合(所得税率が20%の場合)

$(10,000 \text{円} - 2,000 \text{円}) \times 20\%(\text{所得税率}) = 1,600 \text{円}$ 〈所得税の減額〉

※寄附金の合計額が、総所得金額の40%を超える場合は、総所得金額の40%が上限。

※所得税率は、課税される所得金額によって異なります。税率についてはお近くの税務署へお問い合わせください。

### ○相続税

遺贈又は相続により取得した財産を、相続税の申告期限内に当財団へご寄附いただくと、その財産には相続税が課税されません。

### ○個人住民税

お住まいの自治体で公益財団法人への寄附金が控除対象として条例で定められている場合があります。詳細はお住まいの都道府県ならびに市町村へお問い合わせください。

### ○確定申告される場合の注意点

- (1) 申告には当財団発行の受領書が必要です。
- (2) 個人住民税の申告は、確定申告と同時に行うことができます。住民税のみの場合は、お住まいの市町村へお問い合わせください。

## ■法人の方

一般の寄附金とは別枠として、損金算入限度額に相当する金額まで損金に算入することができます。

① 一般の寄附金の損金算入限度額 = (資本金等の金額の0.25% + 所得金額の2.5%) × 1/4

※公益増進法人への寄附の場合、上記金額とは別枠で更に下記の限度額まで算入が可能となります。

② 追加の損金算入限度額 = (資本金等の金額の0.375% + 所得金額の6.25%) × 1/2

## ■参考

○「公益インフォメーション」 [https://www.koeki-info.go.jp/pictis\\_portal/other/zeisei.html](https://www.koeki-info.go.jp/pictis_portal/other/zeisei.html)

○ 国税庁タックスアンサー

(1) 所得税「寄附をしたとき」 <http://www.nta.go.jp/taxanswer/shotoku/1150.htm>

(2) 法人税「特定公益増進法人に対する寄附金」 <http://www.nta.go.jp/taxanswer/hojin/5283.htm>

○ 熊本県

「個人県民税の寄附金控除について」 <http://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/11/kazei-koken-kifukin.html>